

平成26年第4回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成26年10月2日（木曜日）

○議事日程

平成26年10月2日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告
- 4 認定第 1号 平成25年度決算の認定について
(一般・特別会計決算特別委員会委員長報告)
- 5 議案第70号 平成25年度防府市水道事業剰余金の処分について
認定第 2号 平成25年度防府市上下水道事業決算の認定について
(以上上下水道事業決算特別委員会委員長報告)
- 6 議案第71号 防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例の制定について
議案第72号 防府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第73号 防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第74号 防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第75号 防府市手数料条例中改正について
議案第83号 平成26年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
(以上教育厚生委員会委員長報告)
議案第79号 平成26年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
議案第80号 平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第81号 平成26年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第82号 平成26年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
議案第84号 平成26年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第85号 平成26年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第86号 平成26年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

(以上環境経済委員会委員長報告)

- 7 議案第78号 平成26年度防府市一般会計補正予算(第3号)
(予算委員会委員長報告)
- 8 報告第28号 専決処分の報告について
- 9 報告第29号 専決処分の報告について
- 10 報告第30号 契約の報告について
- 11 議案第87号 平成26年度防府市一般会計補正予算(第4号)
- 12 意見書第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 13 意見書第3号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書
- 14 9月8日の今津議員の発言の一部を取消すことを求める動議(追加)
- 15 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員(24名)

1番	久保潤爾君	2番	橋本龍太郎君
3番	木村一彦君	4番	清水浩司君
5番	藤村こずえ君	6番	和田敏明君
8番	田中敏靖君	9番	中林堅造君
10番	三原昭治君	11番	山田耕治君
12番	重川恭年君	13番	高砂朋子君
14番	山本久江君	15番	安村政治君
16番	吉村弘之君	17番	上田和夫君
18番	松村学君	19番	田中健次君
20番	山下和明君	21番	山根祐二君
22番	安藤二郎君	23番	河杉憲二君
24番	今津誠一君	25番	行重延昭君

○欠席議員(1名)

7番 平田豊民君

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	吉 川 祐 司 君	総 務 課 長	林 慎 一 君
総 合 政 策 部 長	持 溝 秀 昭 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君
会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君
消 防 長	牛 丸 正 美 君	教 育 部 長	原 田 知 昭 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、平田議員であります。また、執行部については、熊谷産業振興部理事が欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。17番、上田議員、18番、松村議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 市営住宅明渡等請求事件の判決について御報告申し上げます。

6月市議会定例会において御報告いたしました防府市営住宅の明渡等請求に関する訴えの提起につきましては、本年8月5日に判決が言い渡され、本市の勝訴判決が確定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの市長行政報告に対する質疑がございましたらどうぞ。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、市長行政報告を終わります。

認定第1号平成25年度決算の認定について

（一般・特別会計決算特別委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 認定第1号を議題といたします。

本件については、一般・特別会計決算特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。山田特別委員長。

〔一般・特別会計決算特別委員長 山田 耕治君 登壇〕

○11番（山田 耕治君） おはようございます。認定第1号平成25年度決算の認定につきまして、去る9月19日、22日、24日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算の認定につきましては、決算書並びに成果報告書を参考にしながら、一般会計及び特別会計について、各会計ごとにその執行状況等について審査を行ったものでございます。

それでは、一般会計決算の審査の過程における主な質疑、要望等について、各常任委員会所管ごとに御報告申し上げます。

まず、総務委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「防災行政無線の子局整備経費が約110万円支出されているが、どのような整備をしたのか」との質疑に対して、「新田・松崎・華浦公民館及び指定障害者支援施設ゆうあいの4カ所の子局にそれぞれスピーカーを増設し、音声が届くようにいたしました。今後も、防災行政無線からの放送が聞き取りづらい地域の子局に同様の整備をするとともに、今後とも安全・安心な市民生活の確保を図ってまいります」との答弁がございました。

また、「耐震診断の結果、公会堂は耐震性がないとのことだが、今後、改築するのか」との質疑に対して、「現在、公会堂の改築または建替えを検討するに当たり、耐震補強の

可能性と、その方法を検討するための調査委託業務を発注しており、その結果を見て、今後の方策を検討することとしております」との答弁がございました。

さらには、「一般会計の実質収支が15億円を超え、財政調整基金の年度末現在高が約54億5,800万円と増加し、過去最高額となっているが、予算執行に当たって市民の要望に十分応えてきているのか」との質疑に対して、「平成26年度の予算では17億8,000万円を財政調整基金から繰り入れることとしており、また財政調整基金の年度末残高を人口割すると、県内13市の中では中位程度であり、多過ぎる額とは考えておりません。今後とも、収入及び支出全体のバランスに配慮し、必要とするものには十分な予算配分をしていきたいと考えております」との答弁がございました。

これに対して、「普通会計積立金の額は過去最大と考える。積み立てることも必要だが、一方で市民の皆様の要望は多様化し、また切実な面もあるので、市民の皆様の要望に応えられる財政運営をお願いしたい」との要望がございました。

続きまして、教育厚生委員会所管について御報告申し上げます。

まず、健康福祉部所管の一般会計に関する主な質疑等につきましては、「高齢化の進行に伴い、認知症の方やその御家族の抱える問題はますます深刻化することが予想される。今後の認知症対策についてどのように考えているか」との質疑に対し、「認知症対策につきましては、平成27年度からの次期介護保険事業計画においても、さらに取り組みを強化していく必要があると認識しております。認知症の方やその御家族を地域で受け入れ、見守っていくため、市内4カ所の地域包括支援センターを拠点として、職員等が地域へ出向き、認知症に対する知識の普及啓発に努めるとともに、認知症状やその疑いがある方を早期に訪問し、状況確認後、チームによる支援体制で対応していくことを考えております」との答弁がございました。

また、「こども相談室で平成25年度に受理した児童虐待相談の件数は前年度より大幅に増加しているが、これらの相談にはどのように対応しているのか」との質疑に対し、「基本的には、虐待通告があった場合、まず48時間以内に家庭訪問や保育園、幼稚園、学校訪問等を行い、子どもの安否を確認いたします。その後、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会やケース検討会議において支援方法を決定し、こども家庭支援員や保健師、こども家庭相談員等による定期的な家庭訪問を通して、子どもの見守りや保護者への支援等を行ってまいります」との答弁がございました。

これに対し、「新聞等で報道されるような痛ましい事件に発展しないよう、万全の体制で取り組んでいただきたい」との要望がございました。

次に、教育委員会所管の一般会計に係る質疑等の主なものを申し上げますと、「移動図

書館車運行事業について、年間の貸し出し実績はどの程度か。またステーションの場所、利用者の年齢層はどうか」との質疑に対し、「貸し出し者数及び貸し出し冊数につきましては、平成24年度が4,190人、1万7,699冊、平成25年度が4,688人、2万1,440冊となっており、人数、冊数ともに増加しております。ステーションは、富海小・中学校、向島、小野の各小学校、市内各地域のスーパーマーケット、大道の防府あかり園等、平成25年度末で33カ所あり、小・中学生、主婦、高齢者等、幅広い年代の方々に御利用していただいております」との答弁がございました。

これに対し、「今後とも、周辺地域のステーション配置について細やかな配慮をしていただく等、図書館サービスの充実に努めていただきたい」との要望がございました。

また、「現在、子どもたちは既に学力検査等さまざまなテストを受けており、また先生方は多忙をきわめているという状況の中で、小学校において新たに教員みずから作成する学力評価テストを実施していく意義をどう捉えているのか」との質疑に対し、「全国学力・学習状況調査の結果を見ましても、市内の子どもたちの思考力、判断力、表現力には大きな課題があると感じられます。各小学校の教員がプロジェクトを組み、問題の作成や授業の組み立てについて研究を重ねていくことが授業の改善につながり、子どもたちに必要なこれらの力を育むきっかけになると考えております」との答弁がありました。

次に、環境経済委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「葬儀所業務について、市民からは民間事業者に遺体搬送のみの依頼を断られたとのことや、遺体搬送のみの費用が高いといった話を聞いているが、実情はどうか」との質疑に対し、「各民間事業者へ確認しましたところ、遺体搬送だけの業務についてもお受けいただけるとのことでしたが、その費用については確認できませんでした」との答弁がございました。

これに対し、「再度、事業者へ確認し、市民の方々の負担が大ききようであれば、支援制度も検討していただきたい」との要望がございました。

住宅リフォーム助成事業については、「施工事業者の方が新規に顧客を取得する機会につながっているのか。また助成事業として給付される市内共通商品券はどのように利用されているのか」との質疑に対し、「アンケート調査の結果、施工事業者の75%の方から、新規のお客様からの発注があったとの回答を得ています。また、市内共通商品券については、ぜひ商店街や個人商店で使っていただきたいという思いではありますが、約85%の方が市内の大型店で利用されている状況でございます」との答弁がございました。

また、「この事業については、上四半期で受付を終了してしまうほど、大変需要が多い事業である。来年度も事業を継続し、拡充についてもぜひ検討していただきたい」との要

望がございました。

続きまして、各特別会計決算の主な質疑等でございますが、まず競輪事業特別会計決算については、「賃借している競輪場の北側の駐車場は利用者が大変少ない状況にあるが、これからも賃借を続けるのか」との質疑に対し、「今後も価格交渉をしながらお借りしていく方向で考えております。また、来場者の増加に向けて、引き続き努力してまいります」との答弁がございました。

これに対し、「今後も、北側駐車場の土地については、購入も視野に入れて検討していただきたい」との要望がございました。

次に、と場事業特別会計決算については、「歳入の約9割が一般会計からの繰入金となっているが、今後の見通しをどのように考えているか」との質疑に対し、「建物の耐用年数が既に過ぎており、施設の更新には多額の費用が必要であることから、今年度、防府市行政経営改革推進本部において、と場事業の存廃について協議していただきたいと考えております」との答弁がございました。

なお、国民健康保険事業、索道事業、青果市場事業、駐車場事業、交通災害共済事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計決算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところで、認定について討論を求めましたところ、一般会計においては、「住宅リフォーム助成事業や留守家庭児童学級保育料の免除対象を拡大されたことについては評価できるが、行政改革の一環としての業務の民間委託と民営化、市職員数の削減、また「山頭火ふるさと館」の設置場所の問題について、当初予算に反対したが、そのまま執行されていることから、決算については認定しがたい」との反対意見がありました。

また、「実質収支額が15億円を超える黒字という結果を踏まえると、来年度の予算には市民に直結したサービスに十分な財政配分をしていただきたい。「山頭火ふるさと館整備事業」について土地の取得をしているが、交通安全対策や駐車場の問題に十分な対応をしていただきたい」との要望がありました。

国民健康保険事業特別会計においては、「当初予算で保険料の減額を要望したが、市民の期待に応えていないことから承認できない」との反対意見がありました。

討論を終結し、挙手による採決の結果、賛成多数により承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。18番、松村議員。

○18番（松村 学君） ただいま議題となっております認定第1号平成25年度決算の認定について、自由民主党一心会は認定の立場で討論いたしますが、以下の点を指摘いたします。

まず、委員長報告にありましたが、今年度も予算の実質収支が15億9,506万1,850円と大幅に黒字となり、昨年度も議会で指摘したように、市民の要望が膨大に積み残しとしながら、過剰な黒字は予算編成に問題があると考えます。施政方針で述べた選択と集中の観点からも、来年度は市民生活や市民需要の高いサービスには重点配分していただくよう強く要望いたします。

次に、林道開設改良工事では、以前、工事箇所のにり面が崩落し、業者の工事ミスを指摘しましたが、これについては地元関係団体と現在係争中ではありますが、平成25年度においてもその影響で工事が繰り越しとなり、工事が大幅におくれていること、また現在は山全体の地盤が緩み、崩壊する危険があり、それを防止するため余計な多額の経費がかかっていることに対して、市の対応に問題がなかったのか疑義が残る点、葬儀所業務については、平成25年度から安価に利用できる市所有の霊柩車を廃止していますが、低所得者に配慮し、今後の対応として民間の葬儀業者に遺体搬送のみができるよう話し合いができていたということでしたが、実際はそうではなく、遺体搬送もできない生活困窮者から支援策も含め問題解決を望む声が多い点、昨年も指摘いたしました。海水浴場管理業務では、海中に繁茂する水草やヘドロがひどく、年々、富海海水浴場の環境が悪化している点については、ぜひ来年度で改善していただきたいと指摘をいたしますが、それ以外の大部分の予算については、市民生活や市の重要施策に大きく反映され、おおよそ適正に執行されていますので、本決算の認定をいたします。

以上、討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

○14番（山本 久江君） 認定第1号平成25年度決算の認定につきまして、一般会計決算及び特別会計のうち、国民健康保険事業特別会計におきましては認定しがたい旨、討論を行います。

まず、一般会計について述べます。

平成25年度も、景気の低迷、雇用不安が続く中で、国の社会保障削減政策も追い打ちをかけまして、市民の暮らしが厳しくなっており、その意味で市民に最も身近な地方自治体の役割はますます重要となっております。

当初予算におきましては、私どもは、住宅リフォーム助成事業や新たに留守家庭児童学級の保育料の免除対象の拡大など、事業によっては大いに評価しつつも、行革による民間

委託と民営化、あるいは市職員の削減問題、また「山頭火ふるさと館」の提案された場所での建設の問題などを理由に反対をいたしました。

また、9月からの市職員給与の削減につきましても、賛成できないことを表明いたしました。そのまま執行をされております。

さらに、先ほども意見が出ましたけれども、実質収支が15億円と大きく黒字となったわけですけれども、決算審議の中でも、切実な市民要望が解決できていない現状があることもわかりました。

こうしたことから、一般会計決算の認定につきましては認定しがたい、反対の立場を表明をさせていただきます。

次に、国民健康保険事業特別会計、国保会計についてでございますけれども、決算におきまして10億7,000万円余りの黒字、基金は3億5,800万円余りとなっております。

市民は、厳しい経済情勢のもとで、所得の1割前後の保険料の負担が耐えがたく、高過ぎる保険料、国民健康保険料を引き下げてほしいという声は大変多い状況でございます。

当初予算におきまして、前年度繰越金の状況も示しつつ、こうした市民の声に応じて国民健康保険料を引き下げるべき、こういうふうな提案をいたしましたけれども、なされておられません。

よって、国民健康保険事業特別会計決算につきましては、認定しがたいという態度を表明いたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 認定第1号平成25年度決算の認定については、反対の立場を表明いたします。

当初予算の審査において、一般会計については行政改革を進める中で民間委託が進められ、また職員の配置が不十分で業務が十分にできていないのではないかと、市民に対するサービスが不十分になるのではないかと等の疑問を呈しながらも、全体的に判断をし賛成をいたしました。その後の補正予算においては、6月定例会の「山頭火ふるさと館整備予定地」鑑定経費、8月臨時会の市職員の給与減額、9月定例会の「山頭火ふるさと館整備予定地」購入経費に関し、反対をいたしました。

また、特別会計については、国民健康保険事業特別会計では、所得の1割を超える保険料であり、一般会計からの繰り入れを増やして保険料の軽減を図るべきであり反対であること。

介護保険事業特別会計では、前年度の平成24年度から約20%の保険料アップがされているが、介護保険の導入は介護保険料という形で、国民、市民の負担を増やすもので賛成しがたいこと。

後期高齢者医療事業特別会計では、2年ごとの保険料の見直しがされ、保険料率の値上げがされ、収入の少ない高齢者にとって国民健康保険と同様に大きな負担となっておりますが、事業の実施主体が広域連合であるため一般財源を持たず、減免など独自の取り組みができないこと、全ての市、町から広域連合に議員を送ることができないことなど問題があり、賛成できないことを態度表明いたしました。

こうした予算が執行されたものであり、平成25年度決算認定には反対をいたします。

また、年度末に、一般会計において3億円を庁舎建設基金に積み立てて、それでも15億円の黒字を計上しておりますが、平成25年度最後の補正となる、ことし3月議会の補正予算で、決算では10億円近い繰り越しも想定されます。もっと積極的に事業に取り組むべきだと私は申し上げましたが、それ以上の黒字額となりました。

市民から要望の多い道路、河川などの単独市費事業に、さらに予算の上積みが必要であることを、この際意見として申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） 認定第1号平成25年度決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

決算特別委員会での執行部の説明をおおむね了とするものであります。中でも学校支援員の増員、企業立地推進事業、中小企業育成事業などの成果は評価に値するものであると考えております。

一方で、実質収支が15億円の黒字、実質単年度収支が約9億円の黒字になった点については、もっと市民のサービスに使うことができたのではないかと疑問が残る点でもあります。年初での予測、予算立てが難しいという決算特別委員会での執行部の説明には一定の理解をいたしますが、25年度に生じた不用額の内容をしっかりと精査し、より市民の生活の安全、福祉の向上に資するような財政運営をしていただきたいということを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

認定第1号については、委員長の報告のとおり、これを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決しました。

議案第70号平成25年度防府市水道事業剰余金の処分について

認定第2号平成25年度防府市上下水道事業決算の認定について

（以上上下水道事業決算特別委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第70号及び認定第2号を一括議題といたします。

本案については、上下水道事業決算特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。河杉特別委員長。

〔上下水道事業決算特別委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○23番（河杉 憲二君） それでは、議案第70号平成25年度防府市水道事業剰余金の処分について及び認定第2号平成25年度防府市上下水道事業決算の認定につきまして、去る9月4日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算につきましては、さきに監査委員から審査意見書が提出されておりますが、委員会といたしましては、執行部から参考資料により説明を受け、審査を行ったものでございます。

初めに、議案第70号平成25年度防府市水道事業剰余金の処分につきましては、執行部の説明を了とし、御報告申し上げる事項はございませんでした。

次に、水道事業会計決算について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げます。

「老朽配水管の布設替工事について、平成25年度末時点で配水管の耐震化率は13%となっており、防府市水道ビジョンの中間目標を既に達成しているが、今後、目標値の見直しを行うのか」との質疑に対し、「防府市水道ビジョンにつきましては、10年間の計画として策定しておりますが、5年目を迎え、財政面も考慮しつつ目標値を見直し、耐震化をさらに進めていきたいと考えております」との答弁がございました。

それに対し、「市民の皆様の安心・安全な生活を守る観点から、計画を前倒しし耐震化事業を進めていただきたい」との要望がございました。

また、「企業債残高について、平成25年度末時点で約103億円あるが、今後の見通しをどのように考えているのか」との質疑に対し、「現行の事業ベースで収益を確保することを前提として、これから五、六年かけて90億円程度まで減らしていきたいと考えて

おります」との答弁がございました。

また、「施設利用率が年鑑指標 62.5%であることに對し、平成 25 年度決算では 53.9%と低い数値になっている。また、ここ数年を見ると減少傾向にあるが、これらについてどのように分析しているのか」との質疑に對し、「年鑑指標に對し施設利用率が低くなっております主な要因は、上右田水源地の開発により配水能力が大きくなったためでございます。また、節水型社会の進展により、各家庭などの給水量が減ってきていることから、施設利用率が年々減少しているものと考えております」との答弁がございました。

また、「富海及び牟礼の未給水地域である朝日地区、上坂本地区及び上敷山地区の配水管布設工事について進捗具合はどのようになっているのか」との質疑に對し、「富海の朝日地区につきましては、平成 25 年度に工事が完了し、給水できる状態となっておりまして。また、牟礼の上坂本地区、上敷山地区につきましては、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 カ年の計画で重点的に工事を進めておりますが、給水の申し込み件数が少ない状況でございます」との答弁がございました。

次に、工業用水道事業会計決算につきましては、執行部の説明を了とし、御報告申し上げる事項はございませんでした。

続きまして、公共下水道事業会計決算について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げます。

「下水道の維持管理や未普及地域への管渠の布設により企業債の発行、またこれらの償還に關し、適正な管理が求められるが、今後の見通しをどのように考えているのか」との質疑に對し、「平成 25 年度末時点での企業債残高は約 235 億円でございますが、今後富海地区や大道地区などの市街化区域内の整備事業を予定しておりますことから、平成 31 年から平成 32 年をピークに現行の事業ベースで約 250 億円程度までに抑えたいと考えております」との答弁がございました。これに對し、「今後も適切な管理に努めていただきたい」との要望がございました。

また、「3 事業会計に共通するものとして、資本的収支の補填財源として充てられる損益勘定留保資金の全体額を今後は明示していただきたい」との要望もございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、まず、議案第 70 号平成 25 年度防府市水道事業剰余金の処分については、全員異議なく原案のとおり承認いたしました。

次に、認定第 2 号平成 25 年度防府市上下水道事業決算の認定については、「当初予算の審議の際にも反対の理由を挙げたが、市民のライフラインを一部の業務とはいえ外国系の企業に委託していることは問題であり、当初予算のとおり執行されていることから、決算の認定には反対する」との意見や「水道事業会計については、安全・安心な水を供給す

ることが市民への最大のサービスであり、行政の責務である。そのライフラインを民間の業者に委託することに当初予算の審議の際に反対の立場を表明している。その当初予算が執行された決算であるため反対する」との意見がございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） ただいま議題となっております議案第70号平成25年度防府市水道事業剰余金の処分については、異議なくこれを賛成いたします。しかしながら、認定第2号の平成25年度防府市上下水道事業決算の認定については、認定しがたい旨討論いたします。

この上下水道事業については、この間、平成25年度においても大変経営努力されまして、おおむね良好な経営が維持されております。この点は高く評価したいと思っております。

先ほど委員長報告にもありましたように、業務の一部とはいえ、市民の大切な命綱、ライフラインの一部の業務を外国系の企業に平成25年度においては委託しておりました。こういう大事なことを市みずからがやっぱり責任を持って管理すべきだということで、当初予算ではこれを反対をいたしました。それが執行されておりますので、この認定第2号については認定しがたいということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 上程されている2議案のうち、議案第70号の水道剰余金の処分については賛成をいたします。もう一つの認定第2号の上下水道事業決算認定については、反対をいたします。

水道事業会計予算につきましては、予算審議の際に平日夜間、土日等の水道施設運転管理業務等が民間に委託されておりますが、市民の基本的なライフラインをこうした形で委託することに反対をいたしました。その予算が執行されたものであり、この決算認定も反対をいたします。

また、先ほどの委員長報告でも幾分触れられましたが、積立金利益剰余金の金額は決算資料等で示されておりますが、減価償却費等で内部留保されている資金の金額は示されておられません。この内部留保資金は水道事業で7億2,000万円、工業用水道事業で2億5,000万円、下水道事業で1億1,000万円、上下水道事業3会計で合計11億円弱あることが質疑により明らかになりましたが、下水道事業の経営については厳しさもあ

り、今後は決算の参考資料として記載すべきであることを、この際意見として申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

まず最初に、議案第70号についてお諮りをいたします。本案については、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号についてお諮りいたします。本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

本件については、委員長の報告のとおり、これを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、本件については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第71号防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例の制定について

議案第72号防府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第73号防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第74号防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第75号防府市手数料条例中改正について

議案第83号平成26年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

（以上教育厚生委員会委員長報告）

議案第79号平成26年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第80号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第81号平成26年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第82号平成26年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 84 号平成 26 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 85 号平成 26 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 86 号平成 26 年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上環境経済委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第 71 号から議案第 75 号まで及び議案第 79 号から議案第 86 号までの 13 議案を一括議題といたします。

まず、教育厚生委員会に付託されておりました議案第 71 号及び議案第 75 号まで及び議案第 83 号の 6 議案について、教育厚生委員長の報告を求めます。河杉教育厚生委員長。

〔教育厚生委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○23 番（河杉 憲二君） それでは、さきの本会議におきまして、教育厚生委員会に付託となりました議案第 71 号から議案第 75 号及び議案第 83 号の 6 議案につきまして、去る 9 月 17 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議案第 71 号防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例の制定について、質疑等の主なものを申し上げますと、「要支援者名簿情報の提供に当たり、避難支援等関係者との間で締結する協定にはどのような項目を定めるのか」との質疑に対し、「名簿情報管理責任者に関する事項や名簿対象者の住所または居住に対する事項のほか、名簿の保管や利用制限、守秘義務に関する事項、協定違反時の措置に関する事項等を規定することとしております」との答弁がございました。

また、「自主防災組織が設置されていない、あるいは体制が十分には整っていない自治会の中には、個人情報を取り扱うことへの不安から協定の締結に消極的になる場合も想定できるのではないかと。その場合、どのように対応するのか」との質疑に対し、「支援体制に課題がある等の理由により、現状では協定を締結できないと言われる自主防災組織等に対しましては、研修会等を通じて説明を重ねることにより、協定の締結を促進し、市内全ての自主防災組織等で名簿情報を活用した避難支援に備えることができるよう努めてまいります」との答弁がございました。

さらに「自主防災組織や自治会の規模、体制等は地域によってさまざまである。代表者や役員等の交代、また名簿対象者の異動等があっても、誰もが対応できるようにしっかりと運用マニュアルの作成や研修の実施をお願いしたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく承認した次第でございます。

次に、議案第 72 号防府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の制定についての主な質疑等でございますが、「平成27年4月から新たに、保育所等での保育を利用する子どもについて、申し込み施設が定員超過の場合、保育の必要性による優先順位が低ければ、希望する施設に入所、入園できないのか」との質疑に対し、「利用申し込み者が多く、定員を超過する施設につきましては、優先順位より入所、入園児を決定しますので、結果として保護者の御希望に沿えない場合もございます」との答弁がございました。

これに対し、「兄弟が別々の施設に通う事例も発生すると考えられるので、できるだけ円滑な運営に配慮していただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第73号防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑等の主なものを申し上げます。

「居宅訪問型保育事業については、子ども・子育て支援新制度において市の認可事業として定められているが、事故の事例もあると聞き、一对一の保育には不安がある。運営の基準のハードルを上げることも必要ではないか。そのような検討はされたのか」との質疑に対し、「当該事業では、いわゆるベビーシッターを想定しておりますが、現在市内に該当する事業者や認可を検討している事業者がないこともあり、国の基準に従った規定といたしております」との答弁がございました。

これに対し、「国の認可基準では、事業者には研修の修了のみが要件とされ、保育士の資格は必ずしも問われていないが、事故防止の観点からもより厳しい基準を市独自で設けるよう検討していただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

続きまして、議案第74号防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての主な質疑等でございますが、「放課後児童健全育成事業を行う施設について、1人当たりの専用区画面積をおおむね1.65平方メートル以上、また単位支援児童数をおおむね40人以下と規定しているが、「当分の間、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない」という経過装置も設けている。これを適用する施設はどのぐらいあるのか」との質疑に対し、「全20施設の中で定員40人とした場合に、1.65平方メートルを下回る施設は8施設、児童数が40人を超えている施設は9施設、そのうち50人を超える施設が5施設ございます」との答弁がございました。

これに対し、「それらの施設については、今後、学級数を増やすことを年次計画に位置

づけ、経過措置の解消を図らなくてはならないと思うが、そのような計画はあるのか。また、あるとすれば、何年程度で解消を考えているのか」との質疑があり、「現時点では具体的な計画はございませんが、子ども・子育て支援事業計画の計画期間である5年間のうちに、施設の仕様の見直しや予算措置、学校との調整等を踏まえ、できる限り環境を整備していきたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

なお、議案第75号防府市手数料条例中改正について及び議案第83号平成26年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 次に、環境経済委員会に付託されておりました議案第79号から第82号まで及び議案第84号から議案第86号までの7議案について、環境経済委員長の報告を求めます。山田環境経済委員長。

〔環境経済委員長 山田 耕治君 登壇〕

○11番（山田 耕治君） さきの本会議におきまして、環境経済委員会に付託となりました、議案第79号から議案第82号まで及び議案第84号から議案第86号までの7議案につきまして、去る9月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） これより各常任委員長の報告に対し一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） ただいま議題となっております諸議案のうち、議案第73号防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対を表明したいと思います。

この議案第73号の条例案のもとになっております、いわゆる子ども・子育て3法に基づく新制度は、これまでの保育所、幼稚園の制度を根底から改変するものであります。

これは介護保険制度をモデルにしたものであります。その最大の特徴は、これまでの市

町村の責任によって保育を提供する、いわゆる現物給付の制度から、利用者と事業者の直接契約に基づく現金給付の制度に大きく制度を変えようとするものであります。

新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園、これらは全て定員20名以上になっておりますが、これらの従来の施設に加えて、新たに定員が9人以上19人以下の小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育などが導入されまして、定員規模が小さいことを理由に、保育所等に比べて保育者の資格要件の緩和などが国基準に盛り込まれておりまして、その結果、施設や事業によって保育に格差が盛り込まれることになっております。

この議案第73号では、国の基準をそのままに適用しまして、小規模保育事業や家庭的保育事業などの認可基準等を定めておりますが、例えば、保育従事者の資格につきましては、小規模保育事業のうちA、B、Cと3つの型があります。A型は、これは保育園の分園とか、ミニ保育所に近い類型であります。このA型については全員保育士の資格が要る。B型については、これはAとCの中間型であります。これは保育士の資格を持った者が2分の1以上必要とする。C型、これは家庭的保育のグループ型ですが、これについては市町村の研修を修了した者であれば、保育資格がなくてもこれを可とする。こういうふうになっております。

どのような施設、事業であっても、子どもの保育をひとしく保障する観点から、全ての事業で保育者は保育士の資格を持った者としなければならないと思います。

現在、市には、先ほどの委員長報告にはありましたが、無資格者を可とする事業所は現実にはないということですが、一旦、条例でそうした施設の存在を認めれば、将来的に子どもの保育に格差を持ち込むこととなります。

また、これらの保育施設における給食は、小規模保育事業に関する国の基準では、必ずしも自園調理が必須とはなっておりません。調理業務の委託等もできるとしてありまして、調理員もその場合は置かなくてもよいということになっております。市の条例案もこれに従った内容となっておりますので、子どもの安全と食育を保障するためにも、これを認めるわけにはまいりません。

よって、この議案第73号には反対したいと思います。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 一括議題となっております13議案については、全て賛成をいたします。

このうち議案第71号の避難行動要支援者名簿の提供に関する条例については、いわゆる災害弱者への避難情報の伝達方法の課題として、平成21年7月災害後に求められてまいりましたし、この問題が社会問題化してきた10年前の2004年、平成16年に、私

自身も一般質問で市執行部に対応を求めてきたものであります。国の法改正など紆余曲折がありました。こうした形で県内初の条例が制定されることに敬意を表したいと思いません。

議案第72号、第73号、第74号の3議案は、2012年6月の民主党・自由民主党・公明党の3党合意により成立した子ども・子育て関連法による新制度が来年4月からスタートすることに伴い、子ども・子育て支援新制度に関する条例を、市として制定しようとするものであります。

このうち、第72号では新たに3制度の枠組みを定め、第73号では、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の基準を、ほぼ国の示した基準どおりに定めております。

国の示した基準は、現在の認可保育所の基準を下回るものであり、安心・安全な保育の確保という点では懸念が残りますが、先ほどの委員長報告のとおり、当面懸念される状況は生じないと考えられます。

これらの条例により、これまで無認可保育所として公的な補助がほとんど受けられなかった施設も補助の対象となるプラス面もあり、こうした点を考慮して、賛成をいたします。

しかし、安心・安全な保育という点から、今後事業の実施状況を見ながら、早急に基準を厳しくすべきであることを、この際申し上げます。

また、議案第74号の放課後児童健全育成事業の条例については、国の示した基準どおりでは、現在、留守家庭児童学級にいる児童が全て入れなくなるため、経過措置をとることにしてありますが、早急に施設を設置してこの問題を解消すべきであることを申し上げます。

その他の議案第75号の手数料条例、議案第79号から86号までの8議案については、特に討論として申し上げることもなく、賛成をいたします。

以上、13議案の賛成討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、最初に、議案第73号をお諮りいたします。

本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

本案については、教育厚生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、議案第72号、議案第74号、議案第75号及び議案第79号か

ら第86号までの12議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第71号、議案第72号、議案第74号、議案第75号及び議案第79号から議案第86号までの12議案については、原案のとおり可決されました。

議案第78号平成26年度防府市一般会計補正予算（第3号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第78号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。安藤予算委員長。

〔予算委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○22番（安藤 二郎君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第78号平成26年度防府市一般会計補正予算（第3号）に係る委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月16日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、9月17日に総務分科会、教育厚生分科会及び環境経済分科会を開催し、慎重に審査をいたしました。

さらに、9月26日全体会を開き、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、討論、採決を行ったところでございます。

それでは、集中審査における主な質疑等につきまして御報告申し上げます。

総務分科会からの審査事項、防府市体育館外7施設指定管理経費について、「雇用体制について、短時間勤務の臨時職員が多い場合には、職務への意欲の面で危惧される点もあるので、業務基準書に長時間勤務の臨時職員を増員する旨の記載はできないのか」との質疑に対し、「そこまでの記載は予定していませんが、指定候補者選定委員会における審査項目のうち、利用者に対するサービスの向上や人的能力の配点を増やすことにより、適切な雇用や人員配置ができることを重視した指定候補者の選定となるようにするとともに、指定候補者との協定書に反映させることにより対応したいと考えております」との答弁がありました。

「指定管理者による機器のリース契約について、契約期間や故障したときの対応についてはどうなるのか」との質疑に対し、「指定管理期間の5年を契約期間としてリース契約

を結び、期間が満了すれば所有が市に帰属するケースが多く、消耗品の部品の交換、定期点検についてはリース契約の中にも含めることで、良好な運営ができるものと聞いております」との答弁がありました。

「ソルトアリーナのトレーニング室の活用について、女性が利用しやすい環境を考えていただきたいが、どうか」との質疑があり、「女性の方もさらに快適に御利用いただけるよう、指定管理者と協議をしていきたいと思っております」との答弁がありました。

「平成27年度からは指定管理の対象施設が追加され、体育館外7施設の機器、関連設備等の保守点検を含め維持管理をしていくことになるが、その経費について、市として概算で把握しているのか」との質疑があり、「多数の機器があるものの、法定点検の額はある程度定まっております、また、プールは、開設後は市の直営としていたことから委託料の額は確認していますので、これらを含め、全体額を積算しています」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、集中審査を終了し、討論を求めましたところ、「体育施設の指定管理経費に対する債務負担行為について、質疑において執行部が前向きに検討をしていただいたことを評価し、予算に賛成する」との賛成意見がありました。

討論を終結し、お諮りしたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

最後になりますが、個別審査事項以外で、教育厚生分科会、環境経済分科会各主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容等、御報告申し上げます。

教育厚生分科会では、利用者支援事業について、「子育て支援課に配置する利用者支援員は、特別な資格を有する者を雇用するのか」との質疑に対し、「利用者支援員は、子育て家庭等を対象に情報提供や相談、助言等を行う者で、保育士等の資格は必ずしも必要とされず、ある程度の育児・保育の知識と経験を有していることが要件となっております」との答弁がございました。

また、「向島公民館の建替えについて、地盤が軟弱なため改良工事を実施するとのことだが、どのような経緯によるものか」との質疑に対し、「敷地造成に先立ち、ボーリング調査を実施したところ、構造物を設置する基礎地盤の支持力が不足していることが判明したため、地盤改良の必要が生じたものでございます」との答弁がございました。

環境経済分科会では、大河ドラマ誘客おもてなし事業について、「英雲荘は大河ドラマの放送により大変注目されることが予測される。また、放送後も引き続き、本市の観光の中核として位置づけられることから、その場所には仮設のトイレではなく、常設のトイレを設置すべきではないか」との質疑に対し、「英雲荘に設置するトイレにつきましては、文化庁の許可を取りつけた上で、大河ドラマ館の開館までに間に合わせたいとの思いから、

仮設トイレを設置するという判断をいたしました」との答弁がございました。

また、「仮設トイレは、大河ドラマ放送終了後、撤去されるとのことだが、撤去後の仮設トイレの取り扱いはどうなっているのか。また、今後、平成30年に明治維新150年を迎えた際にも、今回の大河ドラマの放送と同様に観光客の増加が見込まれるが、英雲荘の敷地内のトイレについて、どのように考えているのか」との質疑に対し、「仮設トイレの設置は、1年間ないしは2年間の限定的なものです。大河ドラマの影響が放送後も続くことが予想されることから、お客様の状況を見ながら撤去したいと考えております。なお、この仮設トイレはユニット式の構造になっていることから、撤去後には市内の公共施設等に分割して再利用することとしております。また、英雲荘の敷地内のトイレについては、現在、英雲荘庭園の整備を進める中で、常設のトイレを新たに庭園内に設置する計画としております」との答弁がございました。

これに対し、「英雲荘のトイレについては、景観を重視しつつ、観光という視点からだけでなく、文化財という視点からも考えていく必要がある。さらに、英雲荘北側に隣接する三田尻御茶屋公園内のトイレについても、関係する都市計画課や文化財課などと慎重に協議され、しっかりとした施設をつくっていただきたい」との要望がございました。

また、「このたび新たに作成し、市民の皆様へ配布されるハザードマップの今後の活かし方について、どのように考えているか」との質疑に対し、「各自治会から御依頼があれば、その都度、防災に関する出前講座を開催しているところですが、今後も、ハザードマップの一層の周知に努めるとともに、市民の皆様への啓発に取り組んでまいります」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げましたので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。18番、松村議員。

○18番（松村 学君） それでは、議案第78号平成26年度防府市一般会計補正予算（第3号）について、自由民主党一心会は賛成の立場で討論いたします。

このたびの予算審議で疑義が生じた事項は、防府市体育館外7施設指定管理経費7億5,650万円と、観光費、大河ドラマ誘客おもてなし事業中、英雲荘仮設トイレ設置費用300万円であります。

前段の指定管理経費については、現在のスポーツセンターの維持管理について、市民から要望や苦情が出ている点を指摘しながら、今後、どう市が対応していくかが焦点でしたが、予算委員会の議論の中で、今後の施設管理について、雇用形態、人的組織、備品管理、

維持管理について細やかに対応し、市民のスポーツ需要をさらに満足いくよう検討されていることが理解できたこと。

また、英雲荘の仮設トイレ設置については、来年度の「花燃ゆ」の観光事業のみならず、2018年に全県で取り組む維新150年の観光事業や、市独自のおもてなしも考慮すれば、仮設でなく常設のトイレとすべきでないかと指摘いたしましたが、予算委員長の報告のとおり、今後、仮設トイレを公共施設に分割して再利用し、英雲荘庭園の整備を進める中で、常設トイレを新たに庭内に設置する計画と答弁がございましたので、疑義は解消され、補正予算案に賛成したいと討論いたしたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 議案第78号の一般会計補正予算について賛成をいたします。

補正予算中、予算委員会全体会で集中審査をいたしました体育館外7施設指定管理経費の債務負担行為につきましては、雇用計画、人員配置計画及びトレーニング機器の扱いについて、委員長報告のとおり、執行部が前向きに検討されたことを評価するものであります。今後はこのような指定管理については、事前に所管事務調査などで指定管理の業務内容等について協議しておくべきではないかということ意見を申し上げておきます。

また、今回の補正では、新たにレッドゾーンを含む土砂災害ハザードマップや防災行政無線テレホンサービスの経費も計上されておりますが、この防災行政無線テレホンサービスは山口県内で初めての取り組みであり、市執行部の防災への取り組みを評価するものであります。

以上申し上げ、この補正予算に賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第78号については、原案のとおり可決をされました。

報告第28号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第28号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第28号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成26年7月16日午後1時ごろ、防府市役所1号館玄関横駐車場において、相手方が車両を駐車しようとした際、車どめから突出していたボルトに接触し、相手方の車両を損傷させたものでございます。

車両の修理も終了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

事故の原因となった箇所につきましては、直ちに修繕を行い、再発防止のため、点検を実施したところでございます。今後より一層施設の安全管理の徹底を図り、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 車どめから突出していたボルトに接触させて、相手の車が損傷したということですが、車どめからボルトが突出しているというようなことは、日常のそういった施設の点検の中で十分にすべきことではなかったかと思うんですが、こういった駐車場の点検というようなことはどのように、周期だとか、そういうもので規定というのか、そういうことになっているのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 施設の点検というのは、特にこの駐車場の車どめについては定期的に点検ということは、これはやっておりません。施設そのものにつきましては、職員が定期的に回って見てはおるんですけども、さすがに駐車場のボルトまでは定期的な確認はしておりませんでした。

ただ、職員が、これはボランティアで年に1回、庁舎内の雑草を刈ったりとか、あるいは清掃行為を行ったり、溝さらいとかをやっているわけですけども、そのときには一応職員駐車場であるとかいうところのそういう確認はそれぞれがしておるところではございません。

ただ、これを機会に、こういうちょっと想定もしてなかったことなんですけれども、こういうものについては定期的に点検といいますか見回りといいますか、そういうものをするように今指示をしているところでございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第28号を終わります。

報告第 29 号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第 29 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第 29 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成 26 年 6 月 25 日午後 2 時ごろ、おもてなし観光課の職員が公務のため、車両で移動中、防府市地域交流センターの東の天神一丁目 1 番 9 号の駐車場において、他の車両に道を譲るため、後進した際、バックした際、車両を相手の管理する当該駐車場入り口のゲートバーに接触させて、損傷させたものでございます。

ゲートバーの修理も終了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から徹底を図っておりますが、今後、一層安全運転に努めるよう指導し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第 29 号を終わります。

報告第 30 号契約の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第 30 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第 30 号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、防府市健康管理システム一式賃貸借契約につきまして御報告申し上げます。

本契約は、現在進めております防府市行政情報システム再構築事業のうち、各種検診業務、予防接種業務、母子保健業務等のシステムの再構築に係るものであり、指名型プロポーザル方式の手続により審査を行いました結果、システムの構築者として株式会社サンネットを選定し、同社と賃貸借契約を締結したものでございます。

これもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 契約方法が随意契約の企画競争とありますけれども、ほかに企画提案された会社はありましたでしょうか、ありましたら何社ぐらいありましたでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 質問にお答えいたします。

企画提案を出された業者は、2者でございます。指名をしたのは、5者ございますけど、以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 今回契約となった相手方に決定した理由ということなんですけども、どういった点を評価されたかについてお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

まず、どういった業者をやるかということは、これまで県内で同様のシステムを設けておるところ、そういったところを指名いたしまして、参加表明いただいた上で、企画提案をされた2者について、まずプレゼンテーションを行ってまいります。プレゼンテーションにおいては、それぞれ経費から信頼性とか、いろんなシステムに対する職員の、人員の体制だとか、そういったもの、あらゆる点で点数化しておりまして、その中で結果的に点数が最も高かった会社がサンネットということで選考したわけでございますが、それぞれ評価の基準項目ございますから、一概にこれだというのは、ちょっとここではそこまでわかりません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） こういった賃貸借契約について、表題にありますこういった条例に基づいてするわけでありましてけれども、私、ちょっと十分に調べておらないからかもしれませんが、この株式会社サンネットというところは、防府市でいけば初めてのこういった契約になるのではないかと思います。先ほどの御答弁の中で、県内で実績があるというふうなことを言われたと思うんですが、この会社はどれぐらいのそういったこれまでの実績というものがあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

申しわけないんですが、県内でどの程度か、まだ把握しておりませんが、県内ではあくまで同種同様の導入実績がある5者で、26年、27年度の登録業者の中から選んでおります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第30号を終わります。

議案第87号平成26年度防府市一般会計補正予算（第4号）

○議長（行重 延昭君） 議案第87号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第87号平成26年度防府市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万4,000円を追加し、補正後の予算総額を412億9,573万1,000円といたしております。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、災害復旧事業にかかわる限度額を追加するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

上段の10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費の文化・芸術団体育成事業につきましては、今月26日に名古屋市で開催される第62回全日本吹奏楽コンクールに出場いたします山口県立防府西高等学校に対する報奨金を計上いたしております。

次に、同じページ中段の11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費の現年農業施設災害復旧事業につきましては、現年補助災として実施いたすもので、本年7月の豪雨等で被災した梶野農道ほか2カ所の農業用施設に係る災害復旧工事費を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係る県補助金及び市債をあわせて計上いたしております。

最後に、同じページ下段の14款予備費につきましては、今回の補正の収支をいたしま

して、補正後の予備費を4億542万6,000円といたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 8ページ、9ページ、社会教育総務費の報奨金についてお伺いいたしたいと思います。

吹奏楽が名古屋のそういった大会まで行かれるということで、大変いいことだと思うんですが、こういった各種の大会だとかいう形で、県外に出られる際に報奨金という形で、要綱なりをつくられていかれるということであろうと思うんですが、吹奏楽というふうになると、かなりの大人数という形になろうかと思いますが、こういった報奨金の額というものは、その派遣といいますか、参加される人の数によって金額の高い低いというものが定められておるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、防府でつくっております要綱上は、1人が3,000円でございますが、最大が50人までというふうな要綱を定めております。今回の場合、70人ちょっと超しますので、一応最大で50人ということで、この金額を補正で計上したものでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 今言われたような形で、70人という形であるけれども、50人分しか出ないというようなこともあるわけでありますので、今後この辺のことについては一つのこういった例があるということで、今後要綱については見直していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第87号については、原案のとおり可決されました。

意見書第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第2号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。1番、久保議員。

〔1番 久保 潤爾君 登壇〕

○1番（久保 潤爾君） 意見書第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、意見書を読み上げ、御説明とさせていただきます。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は全国で350万人以上とされ、これが国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法等でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

しかしながら、現行のウイルス性肝炎患者に対する医療費助成制度は、B型・C型ウイルス性肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労にも支障が出るなど、生活に困難を来している。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は極めて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった事態が生じるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

当市においても、こういった状況下におかれた患者に対する医療費の助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国におかれては、左記の事項を実現するよう強く希望する。

- 1、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を見直し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、御説明させていただきました。御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号については、原案のとおり可決されました。

意見書第3号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第3号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。8番、田中敏靖議員。

〔8番 田中 敏靖君 登壇〕

○8番（田中 敏靖君） ただいま議題となっております意見書第3号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について、意見書を読み上げ、御説明とさせていただきます。

手話とは、手や指、体などの動きや顔の表情を使い、独自の語彙や文法体系で表現する言語である。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約（条約第8号）には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」では、全て障害者は、可能な限り、言語、これは手話を含むものです、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対し、情報保障施策を講じなければならないとされており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、国におかれては左記の事項を実現するよう強く要望する。

記

手話が、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、また、聞こえない子ども

が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究できる環境を整備することを目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

以上、御説明させていただきました。御賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号については原案のとおり可決されました。14番、山本議員。

○14番（山本 久江君） 9月8日に行われました今津議員の一般質問におきまして、一部不穏当発言がございましたので、発言の取り消しを求める動議を提出いたします。

○議長（行重 延昭君） ただいま14番、山本議員より9月8日の今津議員の発言の一部を取り消すことを求める動議が提出されましたが、所定の賛成者はございますでしょうか。御起立ください。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は1階第1委員会室に御集合ください。

暫時休憩といたします。

午前11時31分 休憩

午前11時59分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、先ほど14番、山本議員より9月8日の今津議員の発言の一部を取り消すことを求める動議を日程に追加し、直ちに議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

9月8日の今津議員の発言の一部を取消すことを求める動議（追加）

○議長（行重 延昭君） 提出者の説明を求めます。14番、山本議員。

〔14番 山本 久江君 登壇〕

○14番（山本 久江君） それでは、動議の提案説明を行います。

今津議員が今回の一般質問で執行部に通告をされました質問事項は、庁舎の管理規則の遵守ということでございました。管理規則の目的に沿った庁舎の管理ができていますのか、あるいは適正にそれが運営されているのか、執行部の考えをただす内容であったというふうに理解をいたしております。しかし、指摘をさせていただきました部分につきましては、質問事項とは違ったものとなっております、また議会内で議論をし尽くし、出した結論に対しても、今津議員と異なる意見を持つ議員に対し不適切な発言となっております。

議会は、言論の府と言われるように、まさに議会活動の基本は言論でありますけれども、そこには議会のルールがあり、一般質問については通告に基づいて行うことが重要であります。一般質問のあり方が問われております。よって、指摘をいたしました箇所につきましては取り消しを求め、動議の提案説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 本動議に対する質疑を求めます。24番、今津議員。

○24番（今津 誠一君） 私は、多様な意見が存在してこそ健全な議会が構成されるものと考えております。数の力で反対意見あるいは都合の悪い意見を封殺しようとすることは、民主的議会にとって自殺行為で、あるまじき暴挙と言ってもいいと思います。動議の提出者及び賛同者に、そこまでやっていいんかいと申し上げたいと思います。

そこでお尋ねいたします。削除を求める法律の根拠は一体何ですか。お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

○14番（山本 久江君） 質問をいただきましたけれども、先ほど動議の提案説明をしたとおりでございます。それ以上でもそれ以下でもございません。

○議長（行重 延昭君） 24番、今津議員。

○24番（今津 誠一君） 地方自治法の132条に、品位の保持を規定しております。これは議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないというふうになっております。

私生活にわたる言論は、この際、全く該当しないと思いますが、無礼な言葉の使用が該当するかどうかということだと思います。

まず、判例によりますと、札幌高裁の判決主旨で無礼な言葉の基準が示されております。つまり、無礼な言葉とは、自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を言うけれども、事件についての意見や批判の発言である限り、たとえ措辞が痛烈であるがゆえに他の議員等の正常な感情を反発しても、無礼な言葉に該当すると解することができないとしております。

また、第一法規の注釈地方自治法によっても、次のような見解が示されております。

無礼な言葉の意味づけに当たっては、議員の言論の自由の保障との関係で決定されるべきである。議会は、言論の府である以上、議員が公の問題を論じる場合、社会生活における一般の社交的儀礼を尺度とされるべきではない。すなわち公共の問題を公益の見地から批判、議論する場合、通常の社交的儀礼に沿わないような激烈な批判・非難の言辞も合理的限度などは許されなければならないとあります。

私は、別に激烈な批判をしたわけではありませんけれども、このような解釈がされております。判例においても、自治法の注釈においても全く問題はないとされております。判例や自治法の注釈を無視してまで、この動議を提出しようとしているわけですが、この動議は私は撤回すべきだと思います。いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

○14番（山本 久江君） ただいま地方自治法第132条を根拠に質問をされました。私も今ここに持っております。また、札幌高裁の判決の結果も私も持っております。

お答えといたしましては、先ほど動議の提案説明をしたとおりでございます。それ以上でも以下でもございません。

○議長（行重 延昭君） 24番、今津議員。

○24番（今津 誠一君） 動議の提出を撤回するよう申し上げましたけれども、撤回はしないということらしいです。

お尋ねしますが、この動議を数の力で可決させ、その後、やはりこれは全く問題がないといった場合、提出者の山本議員はそれなりの責任をきちんととられるべきと思いますが、どのように考えられますか。

○議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

○14番（山本 久江君） 議会のルールに従いまして私は行動していきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本動議については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 討論に入る前にちょっと協議の時間をいただけたらと思います。休憩お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 休憩ですか。

○20番（山下 和明君） はい。

○議長（行重 延昭君） 休憩の要請がありました。暫時休憩をいたしますが、お昼を過ぎておりますので、できるだけ早いうちに再開をさせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後0時 7分 休憩

午後0時11分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

討論のある方はどうぞ。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 山本議員の動議に賛成の立場で討論をいたします。

一般質問というものは、市執行部へ市政のあり方について質問や提言をするものであるということであり、今回の例を「よい」というふうに議会が判断すれば、一般質問が市政への質問・提言の場ではなくなってしまうということが懸念をされます。

2つ目に、今津議員の取り消しを求められている発言の中には、他の議員の考え方を批判するのではなく、他の議員の人格を批判する発言であったというふうに私は考えます。

3つ目に、したがって、議員の発言も一定のルールの中で行わないと、議員間の感情的なしこりが残るものとなります。そういった意味でルールは必要であり、今回の場合は関係部分を削除することが適当だろうと思います。

補足をさせていただきますと、一般質問の市執行部への質問を、今回のことは抑制しようとするのではなくて他の議員の批判は節度を持って行うということであり、そういうことでこの動議について賛成をしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 4番、清水議員。

○4番（清水 浩司君） 山本議員の動議に反対する立場から意見を申し上げます。

先般の一般質問の最後の部分に、「執行部におかれましてはこのことをよく考えて適正な対応をしていただくことをお願いしてこの項の質問を終わります」と、この2行がしつかりと執行部に対する要望という形で入っていると云わざるを得ません。よって、動議に反対いたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 山本議員の動議に反対の立場で討論させていただきます。

消されたいという部分ですが、最後の2行になるんですが、こうこうこれこれ、こういうことが、現在、庁舎内で行われていますと、それを今後執行部は庁舎管理規則としてしっかり考えていただきたいという文言が最後の文に入っております。

地方自治法にも議会規則にも違反しているものではありませんし、こういったものを一々取り消すというのは少し議会として私は問題があるというふうに考えております。

我々は、市民に真実を伝える立場にありますので、そのことをしっかり考えていただきながら反対の討論とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ありますか。1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） ただいまの動議に賛成の立場で討論いたします。

田中健次議員と同じようなことになりますが、一般質問といいますのは、議員が市の一般事務に対して、その執行状況や将来の方針、政策的提言、行政の批判等を執行者に直接ただすものであるものという意義から考えて、現在この動議で取り上げられている部分に関して、その他の部分に関しては一般質問としての体をなしておると思いますが、この動議で取り上げられている部分については一般質問の趣旨にそぐわないと思いますので、この動議に賛成いたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本動議については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。本動議についてこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、本動議につきましては可決をされました。可決されました本動議につきましては、私、議長におきまして後刻記録を調査の上、不穏当発言があった場合には善処することといたします。議事を進行いたします。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員会委員長から委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、平成26年第4回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重な御審議をいただきましてありがとうございます。お疲れでございました。

午後0時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年10月2日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 上 田 和 夫

防府市議会議員 松 村 学